

# 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

2021年（令和3年）8月19日

日本弁護士連合会

はじめに

当連合会は、1993年10月29日付け「選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議」を始めとして、折に触れて選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める声明等を発してきたが、法制審議会が、1996年に選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してから四半世紀が経過した現在も、導入は実現していない。

2015年12月16日、民法750条に対する最初の最高裁判所大法廷判決において合憲の判断が出された。しかし、その後も各種世論調査において選択的夫婦別姓導入に賛成する割合は反対の割合を上回り、同判決以後、地方議会においても国に対して選択的夫婦別姓の導入を求める意見書を採択する動きが加速している。

このような中、2021年6月23日、最高裁判所大法廷が民法750条を合憲とする2度目の判断を示した。これに対し当連合会は、同年6月25日付けで「最高裁判所大法廷決定を受けて、改めて民法750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める会長声明」を発出したところであるが、夫婦同姓の強制を定める民法750条が、憲法を始め、国際条約等に反することを改めて指摘し、国に対し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入することを強く求め、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

当連合会は、国に対し、夫婦同姓の強制を定める民法750条を改正し、希望する者は婚姻前の姓を保持したまま婚姻することができる選択的夫婦別姓制度<sup>1</sup>を速やかに導入することを求める。

## 第2 意見の理由

### 1 民法750条は日本国憲法に反すること

#### (1) 人格権侵害（憲法13条）

---

<sup>1</sup> 「姓」「氏」の表記について、法律や判決では「姓」や「名字」は「氏（うじ）」と表記されているが、一般に「選択的夫婦別姓制度」の呼称が広まっていることから、本意見書においては、いわゆる「名字」は原則として「姓」と表記する。なお、法令や判決等の引用の場合は原文のままとする。

2015年12月16日の最高裁判所大法廷判決（以下「2015年最高裁判決」という。）は、婚姻に際し婚姻前の姓を維持する権利又は利益が人格権の一内容であるとはいえないと判断したが、同時に、婚姻によって改姓する者にとって、「そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害される不利益や、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じたりすることがあることは否定できず、特に、近年、晩婚化が進み、婚姻前の氏を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから、婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきている」と指摘した。

これらの指摘にかかる事実、氏名が、「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成する」（最判昭和63年2月16日）ものであることに鑑みれば、事実上の不利益とどまるものではなく、その意に反して「氏名の変更を強制されない自由」もまた、人格権の重要な一内容として憲法13条によって保障されるというべきである。

さらに、2021年6月23日の最高裁判所大法廷決定（以下「2021年最高裁決定」という。）においても、反対意見では、「本件で主張されている氏名に関する人格的利益は、（中略）人格権に含まれるものであり、個人の尊重、個人の尊厳の基盤を成す個人の人格の一内容に関わる権利であるから、憲法13条により保障される」（宮崎・宇賀両裁判官意見）として、一步進んで憲法上の権利であると指摘された。また、「婚姻の際に婚姻前の氏を維持することに係る利益は、それが憲法上の権利として保障されるか否かの点は措くとしても、個人の重要な人格的利益といえることができる。」（三浦裁判官意見）との指摘もある。

以上を踏まえると、夫婦同姓の強制を定める民法750条は、婚姻に際して姓を変更したくない者にその意に反して改姓を強制するものであり、人格権を侵害し憲法13条に違反する。

## (2) 法の下での平等（憲法14条）

憲法14条は、法の下での平等を定めており、事柄の性質に応じた合理的根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止している（最大判昭和39年5月27日等）。

民法750条と戸籍法74条により、婚姻の際には夫婦が称する姓を定め

ない限り婚姻届が受理されない。その結果、双方ともに婚姻前の姓を保持したまま夫婦となろうとする者は、婚姻（法律婚）自体ができない。実際、そのような理由により、事実婚を余儀なくされている者も少なくないのであって、この点において、配偶者と別姓の夫婦となろうとする者と、同姓の夫婦となろうとする者との間には差別的取扱いがある。

前述のとおり、氏名は人が個人として尊重される基礎であり、人格権の一内容を構成するものであって、後に述べるとおり、女性差別撤廃条約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）においても、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされている。婚姻に際し、姓を変更し配偶者と同姓の夫婦となるのか、婚姻前の姓を互いに保持したまま別姓の夫婦となるのかは、夫婦の在り方を含む個人としての生き方に大きく関わる問題であり、これについての個人の思いは、憲法14条1項後段の「信条」であるというべきである。この点については、東京高等裁判所2020年10月20日判決及び東京高等裁判所2020年10月23日判決において、いずれも「信条」に該当することについて認められている。

そして、婚姻は「婚姻当事者及びその家族の身分関係を形成し、戸籍によってその身分関係が公証され、その身分に応じた種々の権利義務を伴う法的地位が付与されるという（中略）法律行為」（札幌地判令和3年3月17日）であるところ、夫婦別姓を希望する者は婚姻が認められないため、信条に反して夫婦同姓を選択しない限り、これら婚姻の持つ公証機能や種々の法的効果を享受できない。

このような信条による差別的取扱いが合理的根拠に基づくか否かは厳格に判断されるべきであるところ、上記の信条を持つ者にとって、夫婦同姓を強制する現行制度の下では婚姻するためには自己の信条に反して姓を変更し、夫婦同姓となる以外に選択肢がない。自己にとって重要な人格権としての姓に関わる信条と、同じく人生における幸福追求の一内容というべき婚姻するか否かの二者択一の選択を迫られるという意味で、信条による差別としての合理的な根拠があるとはいえない。

したがって、夫婦同姓の強制を定める民法750条の規定は、憲法14条の法の下での平等に反する。

### (3) 婚姻の自由及び個人の尊厳と両性の本質的平等（憲法24条）

憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等

の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」、また同2項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とし、婚姻における個人の尊厳と両性の本質的平等を定めている。

2021年最高裁決定は、民法750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであるとして2015年最高裁判決を引用し、同判決以降にみられる女性の有業率の上昇等の諸事情を踏まえても、最高裁判決の判断を変更すべきものとは認められないとした。

しかし、2015年最高裁判決が指摘するように、人の氏名は「人格権の一内容を構成する」のであるから、個人の尊厳に直結したものであるといえる。また、日本国憲法は、14条において性別による差別を禁止し、重ねて24条1項で夫婦が同等の権利を有することを確認し、性別による差別を厳格に禁止している。その上で24条2項は、家族に関する事項の法律が個人の尊厳と両性の平等に立脚することを要請している。

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定め、夫又は妻のいずれの姓でもよいとしていることから、男女平等に形式的には反しないとする考え方があがるが、実際には95.5%の夫婦において女性が改姓している(2019年厚生労働省人口動態調査)。これは決して夫婦の自由で対等な話し合いによる合意に基づく結果でなく、女性は男性の家に嫁ぎその家の姓を称するものだという家父長的な家族観や婚姻観がいまだに国民の意識の中に持続し、事実上、女性に改姓を強制している結果であり、夫婦同姓の強制を定める民法750条は、多くの女性から実質的に姓の選択の機会を奪っているといえる。

2021年最高裁決定においては、4人の裁判官が民法750条は憲法24条1項及び2項に違反するとした。その中で三浦裁判官は、「婚姻という個人の幸福追求に関し重要な意義を有する意思決定について、二人のうち一人が、重要な人格的利益を放棄することを要件として、その例外を許さないことは、個人の尊厳の要請に照らし、自由な意思決定に対し実質的な制約を課すものといわざるを得ない。」とし、さらに旧民法の家制度は廃止されたものの「男系の氏の維持、継続という意識を払拭するには至らなかった」とし、「夫婦同氏制は、現実の問題として、明らかに女性に不利益を与える効果を伴っており、両性の実質的平等という点で著しい不均衡が生じている。婚姻

の際に氏の変更を望まない女性にとって、婚姻の自由の制約は、より強制に近い負担になっているといわざるを得ない。」と指摘した。このように、民法750条は、婚姻の要件を加重するものとして「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」とすると定めた憲法24条1項に反し、また、婚姻における個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた憲法24条2項にも反する。

## 2 女性差別撤廃条約及び自由権規約に反すること

### (1) 女性差別撤廃条約

女性差別撤廃条約（1979年採択、1985年批准）は、16条1項(g)において、婚姻及び家族関係における差別の撤廃を締約国に義務付け、撤廃すべき具体的な差別として、「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」と明記した。

国連女性差別撤廃委員会は、1994年に採択した一般勧告21において、これについて「各パートナーは、共同体における個性及びアイデンティティを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自己の姓を選択する権利を有するべきである。法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている。」と述べている。

さらに、同委員会は日本政府に対し、2003年7月、2009年8月、2016年3月、夫婦同姓を強制する現行制度について再三勧告を発出している。2016年3月の勧告では、「当委員会は、既存の差別的規定に関する従前の勧告が対応されていないことを残念に思う。特に以下の点を懸念する。」として、「2015年12月16日に、最高裁判所が、婚姻した夫婦が同一の氏を使用することを義務付ける民法750条の合憲性を支持したこと、これによって、しばしば女性が夫の姓を名のるよう事実上強いられること。」と、2015年最高裁判決について遺憾の意を示し、「当委員会は、従来の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/5及びCEDAW/C/JPN/CO/6)を繰り返し、締約国が遅滞なく以下の措置をとるよう促す。」「女性が婚姻前の姓を使用し続けられるよう婚姻したカップルの氏を選択に関する規定を改定すること。」を求めた。

2018年12月には、「既婚女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を行うこと。」について、書面による情報を提供するよう日本政府に要請している。

2021年最高裁決定の宮崎・宇賀両裁判官の反対意見では、「同条約2条は「agree to」、16条1項は「shall」をもって規定されているから、法的

拘束力を持たせる趣旨であることは明確といえる。」「これらの条項は、我が国の国民に対して直接何らかの権利を付与するものではないので、国民に対する直接適用可能性はないと解されるが、そのことは、これらの条項が国内的効力を有することを否定する理由にはならない。今日の国際法学においては、直接適用可能性は国内的効力の前提ではなく、逆に、国内的効力が直接適用可能性の前提と一般に解されているからである。」として、条約が国内的効力を有することを強く肯定し、日本国に法改正すべき義務がある点を指摘した。

また、両裁判官は憲法24条違反を論じる中で、日本が1980年に女性差別撤廃条約を締結し、1985年に国会で批准され公布されたこと、同条約は『姓を選択する権利』を明記していること、締約国は夫と妻が個人的権利を確保するためのすべての適切な措置をとる義務を定め、その中に「姓を選択する権利」も含まれること、2016年、女性差別撤廃委員会によりこの義務の履行を要請する3度目の正式勧告がされたことは、「夫婦同氏制が国会の立法裁量の限界を画するとされる個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法24条2項の理念にも反していたことを映し出す鏡でもあったといえる。」と言及した。

これらの指摘は正鵠を射ており、民法750条は、各配偶者には婚姻前の姓を選択する権利があるとする女性差別撤廃条約に違反するというべきである。

## (2) 自由権規約

自由権規約（1966年採択、1979年批准）は、3条において規約上の権利の享有に関する男女の同等の権利を規定し、23条4項において婚姻中及び婚姻の解消の際における配偶者の権利の平等について規定しているところ、自由権規約委員会は、1990年に23条（家族）に関する一般的意見19において、「7 婚姻に係る平等に関し、（中略）各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加する権利は、保障されるべきである。」と述べた。また同様に、2000年に3条（両性の平等）に関する一般的意見28において、「第23条4項の義務を果たすために、締約国は（中略）夫妻の婚姻前の氏の使用を保持し、又新しい氏を選択する場合に対等の立場で決定する配偶者各自の権利に関して性別の違いに基づく差別が起きないことを確実にしなければならない。」と述べた。

このように、民法750条は自由権規約にも反するというべきである。

### 3 長きにわたる改正の放置（立法不作為）

法制審議会は、1996年に、選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。しかし、自由民主党内の意見がまとまらず、法案提出は断念された。以後、与野党いずれにおいても度々民法改正に向けた動きが起こり、国会において議論が続いてはいるが、賛成派と反対派が激しく対立し、改正は頓挫したままで法制審の答申から四半世紀が経過している。一方で、前述したとおり、民法750条の違憲性は明らかであって、これほどの長い時間、立法府が改正を放置し続けたことは、立法不作為として国家賠償法上も違法の謗りを免れない。

### 4 通称使用では選択的夫婦別姓制度の代替とはならないこと

国が民法750条を改正しない間に、広がりつつあるのが旧姓（婚姻前の姓）の通称使用である。婚姻に伴い姓を変更することで生じる日常の社会生活上の不利益を解消するため、戸籍上は配偶者の姓に変更していても、旧姓を通称として公的な文書に併記するなどの対応が徐々に増えてきている。2015年最高裁判決も、「氏の選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる。」と述べた上で、かかる不利益は、「氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。」と述べており、与党自由民主党内でも、選択的夫婦別姓制度について議論が始まっているが、特に、同制度に慎重な立場の議員らは、戸籍姓を維持したまま、通称使用を拡大することを目指しているとの報道もある。

しかし、民法750条による夫婦同姓の強制は、そもそも憲法と国際条約に違反し、それが立法不作為というべき事態になっているのであって、婚姻に伴う姓の変更による日常の社会生活上の不都合を解消すれば良いというような対症療法的な対応で済む問題ではない。幾ら不都合を減らしても、民法750条が婚姻によって夫婦の一方のみに姓を変更することを強制している事実とその背景にある価値観は変わらないのであって、夫婦別姓を希望しても叶わない者や、婚姻により姓の変更を余儀なくされる者（大多数は女性）の人権が、憲法や国際条約に反する法律によって侵害されている状況が解消されるわけでもない。

また、2015年最高裁判決の岡部裁判官、櫻井裁判官、鬼丸裁判官の個別意見が適確に指摘するように「通称は便宜的なもので、使用の許否、許される

範囲等が定まっているわけではなく、現在のところ公的な文書には使用できない場合があるという欠陥がある上、通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起することになる。そもそも通称使用は婚姻によって変動した氏では当該個人の同一性の識別に支障があることを示す証左なのである。既に婚姻をためらう事態が生じている現在において、上記の不利益が一定程度緩和されているからといって夫婦が別の氏を称することを全く認めないことに合理性が認められるものではない。」のである。

同じく木内裁判官も個別意見において「法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手方の判断によるしかなく、氏を改めた者にとって、いちいち相手方の対応を確認する必要がある、個人の呼称の制度として大きな欠陥がある。他方、通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏を誕生させることになる。その当否は別として、法制化がなされないまま夫婦同氏の合理性の根拠と成し得ないことは当然である。」と指摘している。

すなわち、通称使用が広がるとしてもその範囲は曖昧である上に、それによってかえって通称名と戸籍名との同一性の証明を要するため、その二つの名前の使い分けは、本人にとっても他者から見ても複雑であり、結局のところ混乱を招くことになる。そして、その同一性の証明が困難であることや使い分けの煩雑さといった不都合は、結局のところ夫婦の一方のみが負うことになるという点においては夫婦の同等の権利が確保されていない点は何ら変わらない。個別の場面でどんなに通称使用の可能な範囲が拡大しても、通称使用では婚姻に伴う改姓による不利益の救済としては不十分である。

## 5 最高裁が国会の判断を重ねて求めていること

前述のとおり、2015年最高裁判決は、夫婦同姓の強制を定める民法750条を合憲としたが、その多数意見において、婚姻に伴う改姓が女性に対して特に不利益を生じさせていることを認め、選択的夫婦別姓制度の導入については、これを否定せず、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」であるとした。

さらに、同判決で、5名の裁判官（3名の女性裁判官全員を含む。）は、「夫の氏を称することは夫婦となろうとする者双方の協議によるものであるが、96%もの多数が夫の氏を称することは、女性の社会的経済的な立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因のもたらすところであるといえるのであって、夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用しているのである。そうすると、その点の配慮をしないまま夫婦同氏に例外を設けない



ことは、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である個人識別機能を損ねられ、また、自己喪失感といった負担を負うこととなり、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえない。」として、民法750条が憲法24条に違反するとの意見を述べた。

2021年最高裁決定でも、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効か否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである」として、2015年判決と同様に国会での議論を求めた。

多数意見（合憲意見）の補足意見も、「法制度の合理性に関わる国民の意識の変化や社会の変化等の状況は、本来、立法機関である国会において不断に目を配り、これに対応すべき事柄であり、選択的夫婦別氏制の導入に関する最近の議論の高まりについても、まずはこれを国会において受け止めるべきであろう。」「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するものである。」としており、国会での議論を強く要請している。

## 6 その他考慮すべき事情

### (1) 諸外国の状況

諸外国では、男女平等や個人の尊重の観点から、夫婦が別姓か同姓かを選べる国や、別姓が原則の国などがあり、同姓が強制されている国は例外的である。また、かつて同姓制を採っていた国でも、姓の選択の自由を広げる制度へ転換している。法務省は、法制審議会の審議過程における調査では、同姓制度を採用している国は日本、インド、トルコ、タイであったとしていたが、その後、内閣が、国会での糸数慶子参議院議員の質問に対し、2015年10月6日の答弁書において「現在把握している限りにおいては、お尋ねの『法律で夫婦の姓を同姓とするように義務付けている国』は、我が国のほかには承知していない。」と回答し、2021年3月1日の予算委員会においても丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が同様に回答している。

### (2) 世論の高まり

各種世論調査においても、選択的夫婦別姓導入に賛成する割合が、反対の割合を上回っており、選択的夫婦別姓導入を支持する世論が高まっている。

2017年の内閣府「家族の法制に関する世論調査」における「選択的夫婦別氏制度の導入に対する考え方」において、「夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべき」として選択的夫婦別姓制度に反対する回答は29.3%、

「夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」として賛成する回答は42.5%であった。特に、婚姻に伴う改姓が自らの問題であることが多い年代である20代～30代で見ると、20代（18歳～29歳）は賛成50.2%、反対19.8%、30代は賛成52.5%、反対13.6%となっており、賛成の割合は反対の割合を大きく上回っている。

また、2018年の国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査第6回全国家庭動向調査」（対象は、結婚している、あるいは、結婚経験のある女性）において、夫婦別姓について「別姓であってもよい」への賛成割合は半数を超え、特に妻の年齢別で見ると、「60～69歳」では4割台、「70歳以上」では3割台だが、「29歳以下」、「40～49歳以下」、「50～59歳以下」では5割台、「30～39歳以下」では6割（60.3%）であった。さらに、次のように最近10数年の間に別姓に賛成する比率は顕著に上昇している。

「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」への賛成割合

2008年第4回調査 42.8%

2013年第5回調査 41.5%

2018年第6回調査 50.5%

このような世論の変化の中でも一向に国会は動かず、より市民感覚に近い地方議会においては、近年立て続けに、国に対して選択的夫婦別姓制の導入を求める意見書等が採択され続けている。この動きは2015年最高裁判決以後に目に見えて加速しており、市民団体<sup>2</sup>の調査によると、同判決以前は50件だった意見書等の件数が、2021年8月1日時点で確認できているもので238件あるという。

### (3) 外国人と婚姻する場合及び日本人同士が外国の方式で婚姻する場合

民法750条は、外国人との婚姻には適用されないと解されているので、外国人と婚姻する場合、別姓のままでも有効に婚姻が成立する。なお、この場合、戸籍の身分事項欄に、当該外国人と婚姻した旨記載される。

また、外国の方式で婚姻する場合には、法の適用に関する通則法24条2項が適用され、婚姻の方式は婚姻挙行地の法によることとされていることから、日本人同士であっても、「夫婦が称する氏」（戸籍法74条1号）が記載された婚姻届を提出することなく婚姻することができる。そのため、外国の

<sup>2</sup> [各地の意見書可決状況 | 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション \(chinjyo-action.com\)](http://chinjyo-action.com)

方式で婚姻する場合、現行法においても、婚姻の実質的成立要件が満たされる限り、「夫婦が称する氏」を定めることなく別姓のままで婚姻することが可能である。この点は、東京地方裁判所の2021年4月21日判決においても明快に判示されているところである。外国の方式で婚姻した夫婦であっても民法750条の適用を受けるが、互いに姓の変更を望まない夫婦の間では、協議によって「夫婦が称する氏」を一つに定めることは事実上困難なので、結局はこれを定められないまま別姓のまま夫婦で居続ける事態が現に生じている。

社会のグローバル化に伴い、このような事態は拡大の一途をたどっているのであって、夫婦同姓の強制は、現実の社会生活と解離しているといわざるを得ない。

#### (4) 夫婦が別姓である場合の子どもの姓について

前述の民法改正要綱では、子の姓を統一することとし、婚姻の際に夫又は妻の姓を子の姓として定めなければならないとしている。しかし、当連合会は、1996年10月25日付け決議において、この案に対し「婚姻後、子を持つか否か、持つとしても何人持つかなどは、それぞれの夫婦のライフスタイルの問題であり、それを予め届けさせるような方法は採用すべきでない。子の姓は、子の出生時の事情に応じて、父母がその都度協議して自律的に定めるのが、最も合理的である。夫婦の協議が調わない場合または協議をすることができない場合は、家庭裁判所の審判で定めるものとすべきである。」として、「別姓夫婦の子の姓は、出生の際、父母が協議して定めるものとすべきである。」と意見を述べており、これは現時点でも妥当する。

## 7 結論

このように、婚姻に際し夫婦の一方に改姓を強制し、その結果として多くの女性が様々な場面で改姓の不利益を被っている民法750条は、憲法並びに女性差別撤廃条約及び自由権規約に反する。選択的夫婦別姓は、「選択的」という言葉の表すとおり、同姓ないしは別姓のいずれかを強制することなく、個人の尊重と両性の本質的平等の観点から、同姓を希望する者、別姓を希望する者それぞれに対し、選択の自由を認めるものである。選択的夫婦別姓制度の導入は、我が国において、既に四半世紀にわたって様々な議論が尽くされ、国民の多数が導入を支持するに至っている状況である。国は、選択的夫婦別姓制度導入の問題が、氏の変更を強制されない自由をすべての個人が享有すべきであるという人権の問題にほかならないことを真摯に受け止め、民法750条による人権

侵害の現状を速やかに是正すべきである。

以上のとおり、当連合会は、国に対し、夫婦同姓の強制を定める民法750条を改正し、希望する者は婚姻前の姓を保持したまま婚姻することができる選択的夫婦別姓制度を速やかに導入することを強く求める。

以上